

令和 7 年度 学校いじめ防止基本方針

船橋市立塚田小学校

1 基本的な方針

(1) いじめの定義

船橋市立塚田小学校（以下本校）「学校いじめ防止基本方針」において、「いじめ」とは、当該児童が、一定の人的関係にある者から心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われることを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(2) いじめの禁止

児童は、絶対にいじめをしてはいけない。

(3) 基本的な考え方

いじめはどの児童にも、どの学級にも起こりうるという事実を踏まえ、いじめの兆候や発生を見逃さず、迅速かつ組織的に対応する。「いじめは人間として絶対に許されない」という基本認識を持ち、全教職員で情報を共有しながら、未然防止・早期発見・早期対応・継続的な指導をしていく。

2 いじめ問題に取り組むための組織

(1) 学校内の組織

①生徒指導部会

（教頭・生徒指導主任・学年 1 名・養護教諭・音楽専科）

月一回の会議で、問題傾向を有する児童や長期欠席の児童について、現状や指導についての情報交換を行う。また、打ち合わせ等をつかって全職員に共通理解を図る。

②いじめ防止対策委員会

（校長・教頭・教務主任・学年主任
生徒指導主任・養護教諭・スクールカウンセラー）

いじめ防止に関する措置を実行的に行うため、また、いじめが起きた際の対策をとるため、必要に応じて委員会を開催する。

(2) 地域等の組織

①学校運営協議会

学校運営協議会に学校の基本方針を示し、いじめが起きた際に協力を得る。

3 いじめの未然防止・早期発見・早期対応についての具体的方策

(1) いじめ防止のための取り組み

①教育活動を充実させる

「自己決定の場」をつくり、「共感的人間関係を育む」、「自己存在感」が得られるような授業を行う。

「楽しく」「わかる」授業を通して、児童の学習意欲を高める。

②いじめについての学習

児童の実態や行事等を考慮しながら資料を検討し、道徳教育の充実を図る。

行事等の体験活動を通し、個々の児童を育てるとともに、集団としての意思を育てる。

③児童会活動

あいさつ運動やなかよし週間などを通して、交友関係作りや集団作りを行う。

(2) いじめの早期発見のための取り組み

①日常的ななかかわり

多くの教職員が意図的に児童と関わり、複数の目で見守っていく。

②休み時間や放課後のかかわり

校内巡回を通して、休み時間の児童の様子を把握する。(廊下歩行の徹底と共に)

③アンケート調査や教育相談

- ・生徒指導部会による実態把握

月一回の会議で、各学年の代表者により学年の実態を報告し合う。

- ・学校生活アンケート【児童向け】

1ヶ月に1回、かつ長期休業前、年度末に実施し、児童の実態をつかむ。いじめに関しての記述があるものに関しては、実態を把握するとともに指導し、事実があった場合には生徒指導主任へ報告する。また、数年保管しておく。

- ・学校経営診断アンケート（学校評価）【保護者向け】

年1回実施し、保護者のニーズを把握する。

④保護者との連携

学校のウェブサイトに「学校いじめ防止基本方針」を掲載し、保護者に周知する。

学校・生徒指導便りでいじめについての取り組みを伝える。

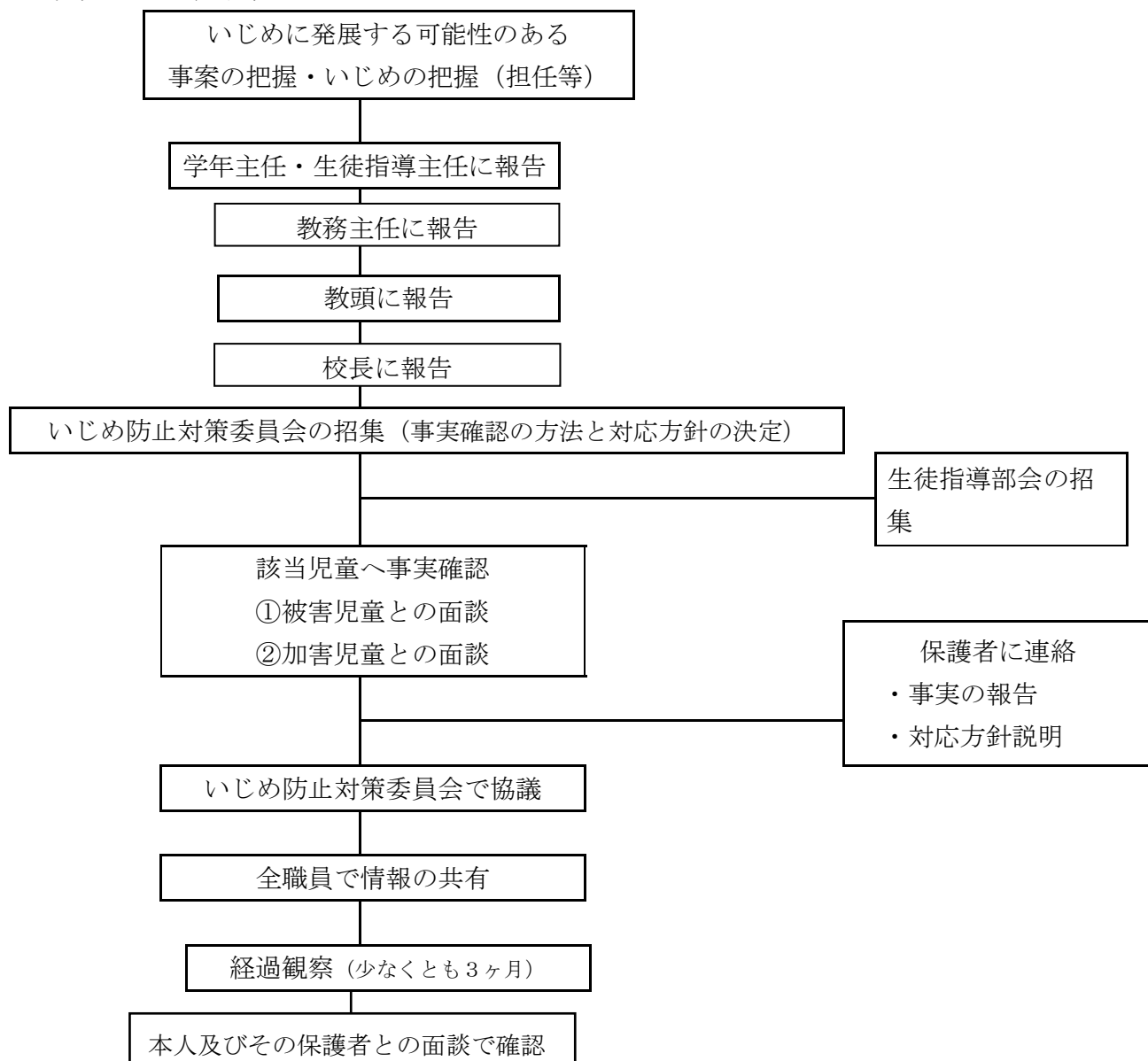
個人面談、教育相談等で保護者の声を聞き、実態を把握する。

⑤相談窓口の設置

学校全体のいじめ相談窓口を教頭、または養護教諭とする。

(3) いじめの早期対応のための取り組み

①いじめ発見時の基本的対応



※関係児童への面談記録を残す。(学級担任)

※いじめ防止対策委員会の協議内容・事案への対応の記録を残す。(生徒指導主任)

②観衆・傍観者への対応

観衆や傍観者の立場にいる児童も、いじめているのと同様であるということを指導する。

③被害児童への支援

いじめられている児童の心を癒すために、養護教諭等との連携をとりながら指導を行う。

(4) 教職員の研修

いじめに関する教職員の研修を行い、いじめの防止等に関する教職員の質の向上に努める。

4 インターネットによるいじめについて

インターネット上のいじめを防止しかつ効果的に対処できるように以下のような取り組みを行う。

(1) 教職員の研修

外部講師を依頼して、情報モラル教育についての講演を受け、指導法についての理解を深める。

(2) 児童への啓発活動

情報モラル教育の中で、インターネット上のいじめを防止し、効果的に対処できるように啓発活動を行う。

(3) 保護者への啓発活動

保護者会や学校便り等により、インターネットや携帯電話の利用上の危険性を知らせる。

(4) 書き込みの削除

書き込みの内容がプライバシー侵害や名誉棄損に当たる場合、書き込みの削除を求め、被害の拡大を避ける。

5 重大事態への対処について

児童の生命・心身及び財産に重大な被害が生じた疑いや相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、以下のような対処を行う。

(1) 重大事態が発生した旨を、船橋市教育委員会に速やかに連絡する。

(2) 教育委員会と協議の上、いじめ防止対策委員会を中心とした重大事態に対処する組織を速やかに設置する。

(3) 上記組織を中心として、事実関係を明らかにするための調査を実施するとともに、カウンセラー等の関係諸機関と連携を適切にとる。

(4) 上記調査結果について、いじめを受けた児童や保護者に事実関係を適切に提供する。

(5) 犯罪行為にあたるようないじめについては、警察署と連絡を取り、対応等の相談をする。

(6) いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童・保護者に対する支援を継続的に行う。2つの条件「いじめ行為がやんでいる状態が3ヶ月継続すること」「いじめを受けた児童が心身の苦痛を受けていないこと」が満たされている場合、いじめが解消している状態と見なす。

6 学校評価への取り組み

学校診断アンケートでいじめ問題への取り組み等について自己評価をし、次年度に向けて改善を行う。

(1) いじめの未然防止についての取り組みに関すること。

(2) いじめの早期発見についての取り組みに関すること。

(3) いじめの再発を防止するための取り組みに関すること。

7 年間計画

月	主な学校行事	いじめ防止対策
4	始業式・入学式 1年生を迎える会・ペア学年遠足 学級懇談会	生徒指導部会
5	教育相談日 全校朝会（安全指導） 街頭交通安全 5年宿泊学習 授業参観→引き渡し訓練	生徒指導部会 4月の振り返りアンケート
6	学年集会 音楽発表会	生徒指導部会 5月の振り返りアンケート 第1回学校生活アンケート（6月の振り返りを含む）
7	教育相談強化月間 6年修学旅行 全校朝会（生徒指導指導） 夏季休業	生徒指導部会 7月の振り返りアンケート（長期休業前）
8	登校日	児童の様子の確認
9	街頭交通安全指導	生徒指導部会 9月の振り返りアンケート
10	創立記念日 個人面談 前期終了・後期開始	生徒指導部会 10月の振り返りアンケート
11	運動会 学年集会 就学時健診 土曜参観	生徒指導部会 第2回学校生活アンケート（11月の振り返りを含む）
12	教育相談強化月間 全校朝会（生徒指導） 冬季休業	生徒指導部会 12月の振り返りアンケート（長期休業前）
1	全校朝会 街頭交通安全指導 席書会 授業参観	生徒指導部会 学校経営診断アンケート（保護者） 1月の振り返りアンケート
2	学年集会 6年生を送る会	生徒指導部会 第3回学校生活アンケート（2月振り返りを含む）
3	全校朝会 卒業式・お別れ式 修了式 学年末休業	生徒指導部会 3月の振り返りアンケート（年度末）